

「中小業者の悩みは民商へ」と広げよう！

3民商で元気に宣伝

11月10日(日)午前10時から、中川区尾頭橋交差点で、名古屋東部・北部・西部の合同の宣伝行動を行い全体で14人が参加。「なんでも相談会」のビラを周辺に配るグループと、交差点でビラとポケットティッシュを配るグループに分かれて行動しました。北部民商からは、三島副会長と婦人部役員の前田さん、坪井さん、事務局の計4人が参加。三島さんは、周辺へのビラ配り、女性は交差点での配布。通行人は多く、ティッシュ、ビラを200部ほど配ることができました。周辺のマンション等へも2000枚ほど配布。なかには、ビラを広げて読んでいる人も。終了後は、金山駅北口へ移動し、女性市長候補の出発式に参加しました。



名古屋国税局交渉

11月6日(水)愛商連が名古屋国政局と交渉を行い、愛商連服部会長、坂野副会長、河村事務局長ほか、6人の事務局長が(北部民商事務局長も)参加しました。税務調査について、民商から「原始資料がなく、元帳に記載があることをもって、強引に重加算税にしたがる署員がいる」「若手への教育などしっかりやってほしい」と発言した件については、「個別事案にコメントできないが、かけひきのことはあってはならないと思う」と回答しました。また、北部民商の事案で「調査の際に、調査理由を尋ねたら、調査の理由はないと署員が答えた。任意調査の場合、納税者の理解と協力が必要だが、そういう回答では、納得して調査に応じることができない。どうですか」と尋ねると「調査の目的は、通知するが、調査理由については、開示する規定はないが、調査理由がないという説明はあり得ないと思う」と回答しました。また、收受印廃止の影響として、「個人事業者が廃業して、小規模企業共済の共済金を請求する際に、今までであれば、廃業届に收受日付印が入った控の提出でよかったが、收受日付印が廃止されると、それに代わる廃業を証明する書類を求められるようになる。いろんな弊害がある。」との民商からの発言に対して、課長補佐は「各所に説明していく」と述べました。

闇バイトへの警鐘 弁護士 村上光平(名古屋北法律事務所)

「SNSやインターネットの掲示板には、仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして犯罪の実行者を募集する投稿が掲載されています。簡単に高収入を得られるなら、と応募して、強盗や詐欺といった犯罪に加担することとなり、逮捕された人が多くいます。絶対に手を出さないでください。」

これは、警察庁が、いわゆる「闇バイト」についてHP上で警鐘を鳴らしている文章の抜粋です。かつては「オレオレ詐欺」といった特殊詐欺、最近では、強盗事件の実行犯をネット上で集めるといったケースが多く報道されています。報道では、若い方の事件への関与が目立っており、背景には、若者の貧困や社会的孤立など様々なものがあると言われています。

こういった闇バイトは、犯行現場につくまで犯罪であることがわからなかった、というケースもあり、軽い気持ちで応募したら、身分証明書を人質にして、家族へ危害を及ぼす等と脅されて犯罪に関与させられることもあるそうです。闇バイトの求人には、①具体的な仕事内容が書かれていない、②報酬が異常に高い、③募集対象の性別が限定されている、④連絡手段をSNSに限定しているといった特徴があります。

日ごろから、甘い話には注意をするように周囲と注意喚起の会話をするだけでも、犯罪を事前に予防する効果があり、とても大切です。自分や周囲の人間が闇バイトに関わってしまった場合、まずは警察の「警察相談ダイヤル#9110」へ電話をして相談しましょう。

～今月の出張法律相談～

担当：伊藤勤也弁護士

<日時>11月27日(水)14時～15時

<場所>名古屋北部民商3階

*相談を希望する方は、民商事務局まで連絡してください